

令和2年3月26日
東京都環境局

指定作業場の設置の届出について (廃プラスチック国内有効利用に向けた実証事業)

<報告事項>

都における以下の実証事業の実施にあたり、中央防波堤内側埋立地内（都所有地）において、都内から排出される産業廃棄物に係る廃プラスチックの積替保管場所を確保するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第89条に定める「指定作業場の設置の届出」を行う。

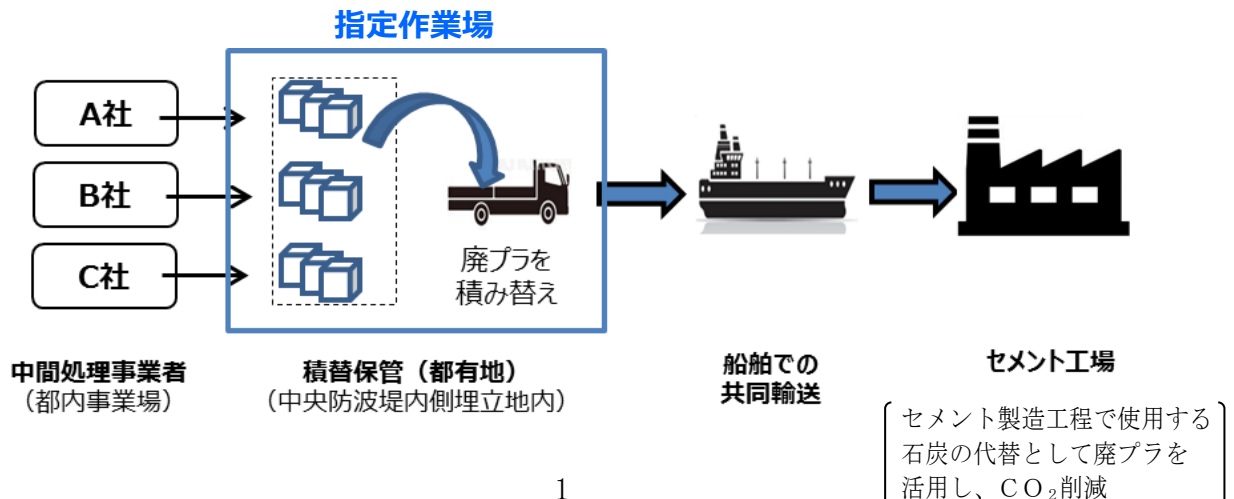


1. 実証事業の実施について

(1) 実証事業の概要

アジア各国における廃プラスチックの輸入規制の強化に伴い、国内の廃プラスチック処理・リサイクル市場では、処理費の上昇や在庫の増加などが生じている。

こうした状況を受け、都は、業界団体等と連携し、新たな国内資源循環ルートの構築に向けた効率的な運搬方法や廃プラスチックの破砕・選別方法等の検証を行う。



(2) 都の役割

本事業は、(公財) 東京都環境公社、及び(一社) 東京都産業資源循環協会等との連携の下、都の責任において実施し、必要な説明・調整を行う。

(3) 指定作業場(積替保管場所)の設置及び管理運営

- ・(公財) 東京都環境公社において積替保管場所の設置、搬入・搬出作業、清掃、警備等の管理運営を実施
- ・搬入された廃プラスチックは、原則、搬入日の翌々日までに搬出
- ・最大保管量：50 トン

(4) 対象とする廃プラスチック

- ・都内の中間処理施設において破碎・選別された廃プラスチックを圧縮梱包したもの(産業廃棄物)



積替保管を行う廃プラのイメージ

(5) 輸送回数等

- ・週3日(搬入2日・搬出1日)
- ・1日当たりの車両出入回数：最大10台

2. スケジュール(予定)

- ・令和2年3月：指定作業場の設置の届出
- ・令和2年5月中旬から令和4年3月末：実証事業の実施

※ 新年度予算の都議会での議決を経て実施

※ 東京2020大会期間中は、一時休止

※ 実証終了後、廃プラスチックの市場動向等を踏まえ、事業のあり方を検討